

東温市避難指示等の  
判断・伝達マニュアル



令和5年10月改正  
東温市





# 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| はじめに                            | 1  |
| 第1 市の責務と居住者・施設管理者等の避難行動の原則      | 2  |
| 1 市の責務                          | 2  |
| 2 居住者等の避難行動の原則                  | 2  |
| 3 施設管理者等の避難行動の原則                | 3  |
| 4 居住者・施設管理者等に対して求める避難行動         | 3  |
| 第2 災害種別毎の避難行動の特徴                | 4  |
| 1 洪水等                           | 4  |
| 2 土砂災害                          | 4  |
| 第3 避難行動（安全確保行動）の考え方             | 5  |
| 1 避難行動とは                        | 5  |
| 2 避難行動の分類                       | 5  |
| 3 分散避難について                      | 7  |
| 4 指定緊急避難場所と指定避難所                | 7  |
| 第4 避難情報と居住者等がとるべき行動             | 7  |
| 1 警戒レベル1 早期注意情報                 | 8  |
| 2 警戒レベル2 大雨・洪水・高潮注意報            | 8  |
| 3 警戒レベル3 高齢者等避難                 | 8  |
| 4 警戒レベル4 避難指示                   | 9  |
| 5 警戒レベル5 緊急安全確保                 | 9  |
| 第5 情報の入手先                       | 11 |
| 1 ウェブサイトによる情報の入手先               | 11 |
| 第6 河川洪水における避難勧告等の発令対象区域の設定と発令基準 | 12 |
| 1 対象とする河川                       | 12 |
| 2 重要水防箇所                        | 12 |
| 3 警戒すべき区間                       | 13 |
| 4 避難すべき区域                       | 13 |
| 5 避難指示等の発令基準                    | 13 |
| 6 避難指示等の伝達文例                    | 15 |
| 7 避難指示等の伝達手段                    | 16 |

|    |                              |    |
|----|------------------------------|----|
| 第7 | 土砂災害における避難指示等の発令対象区域の設定と発令基準 | 16 |
| 1  | 土砂災害の種類                      | 16 |
| 2  | 土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の数        | 17 |
| 3  | 避難指示等の対象となる土砂災害の危険性がある区域     | 17 |
| 4  | 避難指示等の発令基準                   | 18 |
| 第8 | 避難指示等の伝達について                 | 21 |
| 1  | 避難指示等の伝達文例                   | 21 |
| 2  | 避難指示等の伝達手段                   | 22 |

【改正等】

平成18年12月策定  
平成19年7月改正  
平成22年3月改正  
平成27年4月改正  
平成29年8月改正  
令和3年10月28日改正  
令和5年10月25日改正

はじめに

近年、日本各地において洪水等の自然災害が多発しており、市町村で避難情報の発令基準が定められているにもかかわらず、避難行動の問題や避難の遅れなどにより、犠牲者が発生することが問題となっています。

東温市においても「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を、平成 17 年に内閣府により策定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 29 年に「避難勧告等に関するガイドライン」に変更）（以下「ガイドライン」という。）等を踏まえ作成しました。

平成 31 年 3 月のガイドライン改定では、居住者等が災害時にとるべき行動が直感的にわかるよう避難情報等を 5 段階の警戒レベルに整理され、令和 3 年 5 月には災害対策基本法の改正により、避難勧告・避難指示が一本化され、ガイドラインも「避難情報に関するガイドライン」に改められました。

今回の改定では、令和元年の西日本豪雨等で発令された避難情報の分かりづらさを受け、避難情報の名称を次のとおり変更した。

|      | （変更前）           | （変更後）     |
|------|-----------------|-----------|
| レベル3 | 「避難準備・高齢者等避難開始」 | →「高齢者等避難」 |
| レベル4 | 「避難勧告」、「避難指示」   | →「避難指示」   |
| レベル5 | 「災害発生情報」        | →「緊急安全確保」 |

本マニュアルは、自然災害のうち、洪水及び内水氾濫（以下「洪水等」という。）、土砂災害、を対象としており、国のガイドラインに基づき、洪水等や土砂災害などの避難を要する災害が発生する恐れがある場合において、居住者等の避難活動が迅速に実施されるよう、どのようなタイミングで避難指示等を発令すべきか等の判断基準と避難情報の伝達方法を定めるとともに、居住者等自らの判断で「命を守る行動」が円滑に行われ、居住者等の身体・生命の安全を確保することを目的として定めるものである。

また、本マニュアルは、関係機関における現時点の技術・知見等を前提としてとりまとめたものであり、今後の運用実態や新たな技術・知見等を踏まえ、より良いマニュアルとなるよう改正を行っていくこととする。

## 第1 市の責務と居住者・施設管理者等の避難行動の原則

### 1 市の責務

災害対策基本法において、市は、「基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、実施する責務を有する」とされている。その中で、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難指示等を発令する権限が付与されている。

市長が発令する避難指示は、居住者等に対する強制力はないものの、拘束力の程度が異なることから、市は災害発生のおそれの高まりの程度に応じて、的確に判断を行い、躊躇することなく高齢者等避難、避難指示を使い分けて発令すべきである。併せて、居住者等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが期待される。

したがって、市は、災害時には居住者等一人ひとりが適切な避難行動をとることができるよう、関係機関からの情報や自ら収集した情報等により、避難指示等を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのためには、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等が必要である。

また、市は、避難指示等がどのような考え方にも基づいているのか、居住地等にどのようなリスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について、居住者等一人ひとりや要配慮者利用施設等の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）が理解し、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から防災知識の普及を図る必要がある。

### 2 居住者等の避難行動の原則

自然災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分は災害に遭わないという思い込みに陥ることなく、身の危険を感じたら、避難指示等が出されなくても居住者等が自らの判断で躊躇なく自発的に避難することが原則である。

災害が発生する危険性が高まった場合には、起こりうる災害種別毎のリスクの程度に対応して、市長から避難指示等が発令される。避難指示等は一定のまとまりをもった範囲に対して発令されるものであり、一人ひとりに対して個別に発令されるものではない。また、突発的な災害では、避難指示等の発令が間に合わないこともある。居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあるため、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者等で異なることを理解した上で、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要な場所なのか、あるいは、上階への移動等で命に危険が及び可能性がなくなるのか等について、あらかじめ自ら確認・認識し、早めに避難行動の判断をしなければならない。

### 3 施設管理者等の避難行動の原則

施設管理者等は、「2 居住者等の避難行動の原則」を踏まえた上で、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）に基づき、利用者の避難計画を含む災害計画を作成する必要がある。

また、施設管理者等は大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じる必要がある。特に、規模の小さな河川等の場合、その水位上昇は極めて速いことが多く、氾濫危険情報の発表後や避難指示等の発令後、避難等のための時間的余裕はあまりないことから、早めに避難措置を講じる必要がある。さらに、施設管理者等は、避難時に地域の支援を得られるよう、平時から地域住民等と連携を図っておくことが望ましい。

入院患者や施設入所者等、移動が困難な要配慮者は、移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所とそこへの経路を確認しておくとともに、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できないような場合や事態が急変した場合に備え、「近隣の安全な場所」（指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等）への避難や「屋内安全確保」（その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動）がとれるよう、緊急度合いに応じて対応できる複数の避難先を平時から確保するとともに、各施設の災害計画に記載し、訓練を行って実効性を高める必要がある。

### 4 居住者・施設管理者等に対して求める避難行動

居住者・施設管理者等の避難行動に関して、基本的な対応等を以下に示す。

- (1) 避難指示等の対象とする区域は一定の想定に基づいて設定したものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとる。
- (2) 台風や同程度の温帯低気圧等（以下「台風等」という。）の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、その時点での避難指示等の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無を確認することが必要である。
- (3) 災害発生の可能性が少しでもある場合、居住者等の安全を考慮して、市長から高齢者等避難や避難指示が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる可能性が非常に高くなる。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要である。
- (4) 台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、立退き避難が必要な居住者等は、暴風警報等に表示される警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）に留意し、暴風で避難できなくなる前に、各人が判断して早めに立退き避難を行う必要がある。
- (5) 自動車による避難は、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることに留意すべきである。市は自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量

以下に抑制するとともに、自動車避難に伴う危険性を居住者等に対して周知に努める。

- (6) 施設管理者等は、要配慮者が避難に多くの時間を要するため、避難先への移動にかかる時間を考慮の上、大雨等の注意報が発表された段階から、災害情報等から雨量や雨域の移動等の観測値や防災気象情報等を把握し、早めの措置を講じる必要がある。

## 第2 災害種別毎の避難行動の特徴

### 1 洪水等

- (1) 家屋の流失等のおそれがある場合、自宅最上階まで浸水する場合、長時間の浸水が継続することが予想される場合等、自宅にとどまることで命に危険が及ぶおそれがある居住者等については、指定緊急避難場所まで立退き避難する。
- (2) 洪水浸水想定区域の居住者等については、高齢者等避難及び避難指示が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、指定緊急避難場所まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断されるような場合は、「近隣の安全な場所」（河川から離れた小高い場所等）へ移動し、それさえ危険な場合は、「屋内安全確保」（屋内の高いところや場合によっては屋上への移動）をとる等、状況に応じて対応する。
- (3) 自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、洪水注意報が出た段階、上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。
- (4) 大雨により、側溝や下水道の排水が十分にできず、浸水している場合は、マンホールや道路の側溝には近づかない。
- (5) 洪水予報河川（重信川）及び水位周知河川（市内該当無し）以外の河川（以下「その他河川」という。）からの氾濫については、短時間の集中豪雨等で浸水が発生し、避難指示等の発令が間に合わないこともあることも考慮し、浸水が発生してもあわてず、各自の判断で避難行動をとる。
- (6) その他河川からの氾濫に際し、浸水しているところを移動することは、むしろ危険な場合が多く、また短時間で浸水が解消することが多いことから、孤立したとしても基本的には移動しない。
- (7) その他河川からの氾濫に際して、やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する必要がある。
- (8) 激しい降雨時には、河川には近づかない。
- (9) 小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。

### 2 土砂災害

- (1) 土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等については、高齢者等避難の段階から要配慮者に立退き避難開始を求めることに加え、その他の居住者等に対しても自発的に避難を開始することを推奨する。風雨が強まってからの移動は負



担も大きく命の危険を伴う場合があるので、可能な限り、天気が荒れる前に避難を開始することが望ましい。

- (2) 土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等については、避難指示が発令された時点で、既に付近で土砂災害が発生していることなどにより、指定緊急避難場所までの移動が、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合には、少しでも早くより安全な場所へと避難する。具体的には、「近隣の安全な場所」（近隣の堅牢な建物、山から離れた小高い場所等）への移動や、「屋内安全確保」（屋内の高いところで山からできるだけ離れた部屋等への移動）をとる等、状況に応じて対応する。
- (3) 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自発的に避難するとともに、すぐ市に連絡する。
- (4) 土砂災害は、降雨が止んだ後しばらくしてから発生する場合があるため、自宅・施設等への帰宅判断は、市の避難情報の解除を踏まえて行う。

### 第3 避難行動（安全確保行動）の考え方

#### 1 避難行動とは

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」である。

平成25年の災害対策基本法改正（以下「災対法改正」という。）以前における避難行動は、避難指示等の発令時に行う、小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への避難が一般的であった。

災対法改正以後、避難指示等の対象とする避難行動については、次の全ての行動を避難行動とすることとしている。

- (1) 指定緊急避難場所への移動
- (2) 安全が確保できる隣人や友人の家等への移動
- (3) 近隣の高い建物、強度の強い建物等への移動
- (4) 建物内の安全な場所での待避

#### 2 避難行動の分類

身の安全を確保するためにとる避難行動には、「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」があるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

##### (1) 立退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等や、そのような区域に指定されていない又は、ハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、山裾等）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、災対法第60条第1項に規定される避難行動の基本である。なお、「立

「退き避難」は、自らが居る建物から離れ避難するという意味で「水平避難」と呼称される場合もあれば、浸水から身を守るため上の方に避難するという意味で「垂直避難」と呼称される場合もある。

## (2) 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動である。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水する恐れがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。

ア 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと

イ 自宅・施設等に浸水しない居室があること

ウ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

## (3) 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は、急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等へ「立退き避難」を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような「立退き避難」から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。例えば、移動した上階まで浸水したり、崖から離れた部屋まで土石流が流れ込むことがありえ、また、近隣に相対的に安全な建物があるとは限らない。また、災害が発生・切迫している状況下で市長から警戒レベル5の緊急安全確保が発令されるとは限らない。さらに、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には居住者等自らの判断に委ねざるを得ない。

このため、市は居住者等への避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、このような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要がある。

### 3 分散避難について

「避難」とは、文字通り「難」を「避」けることであり、小中学校や公民館等の指定緊急避難場所に行くことだけが避難ではなく、それ以外にも安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等へ「立退き避難」したり、自らの判断で屋内安全確保をする等、様々な避難行動がある。市は、指定緊急避難場所の混雑回避等のためにも、このような「分散避難」について周知を行う必要がある。

### 4 指定緊急避難場所と指定避難所

東日本大震災では、避難所の定義が明確でなかったことから、その場所の安全性にかかわらず、最寄りの避難所に避難して被災した事例も生じた。その教訓を踏まえた災害対策基本法の改正では、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所としての「緊急避難場所」と、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所としての「避難所」を明確に区分することとしている。この改正を踏まえ、本市では、法令の規定に基づく「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の周知を図ることとしている。

### 第4 避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

## 5段階の警戒レベル

| 警戒レベル                             | 避難情報        | 住民がとるべき行動                                |
|-----------------------------------|-------------|--|
| 警戒レベル 5                           | 緊急安全確保      | 命の危険 直ちに安全確保！                            |
| ~~~~~<警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難！>~~~~~ |             |  |
| 警戒レベル 4                           | 避難指示        | 危険な場所から <b>全員</b> 避難                     |
| 警戒レベル 3                           | 高齢者等避難      | 危険な場所から <b>高齢者等</b> 避難                   |
| 警戒レベル 2                           | 大雨・洪水・高潮注意報 | 避難に備え、ハザードマップなどにより、 <b>自らの避難行動を確認</b>    |
| 警戒レベル 1                           | 早期注意情報      | 防災気象情報などの最新情報に注意するなど、 <b>災害への心構えを高める</b> |

※「避難勧告」は廃止され、「避難指示」に一本化されました。

### 1 警戒レベル1 早期注意情報（気象庁発表）

|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>状 況</p>         | <p>「今後気象状況悪化のおそれ」<br/>         警戒レベル1 早期注意情報は、気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。<br/>         具体的には大雨等について、警報級の現象が5日先まで予想されている、つまり大雨等について警報が発表される可能性がある又は高い場合に発表される情報である。</p> |
| <p>居住者等がとるべき行動</p> | <p>「災害への心構えを高める」<br/>         居住者等は、防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める必要がある。<br/>         自主的な避難先（親戚・知人宅やホテル・旅館等）の調整や、屋内安全確保をする場合には備蓄の補充等、時間を要する準備については居住者等の判断で自主的に進めておくことが望ましい。</p>                                 |

### 2 警戒レベル2 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁発表）

|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>状 況</p>         | <p>「気象状況悪化」<br/>         警戒レベル2大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報は、それぞれ大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況（それぞれの注意報基準に数時間後に到達する状況）において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。</p>   |
| <p>居住者等がとるべき行動</p> | <p>「自らの避難行動を確認」<br/>         居住者等は、ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。<br/>         なお、避難するにあたって持参する荷物をまとめる等の避難準備については平時に済ませておくことが望ましいが、まだ行っていない場合は、自らが避難するタイミングである警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令される前までに行う必要がある。</p> |

### 3 警戒レベル3 高齢者等避難（市長発令）

|            |   |
|------------|---|
| <p>状 況</p> | <p>「災害のおそれあり」<br/>         警戒レベル3高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。<br/>         警戒レベル3高齢者等避難の発令により高齢者等が指定緊急避難場所等に避難し始めることが想定されるが、指定緊急避難場所が解放されていなくても、市長は適切なタイミングで警戒レベル3高齢者等避難を発令する必要がある。指定緊急避難場所は市職員が開放するのではなく、自主防災組織をはじめとした居住者等が開放できるようにし、平時より準備・訓練等を行っておく必要がある。</p> |
|------------|---|

|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>居住者等がとるべき行動</p> | <p>「危険な場所から高齢者等は避難」</p> <p>市長から警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障がいのある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。</p> <p>具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等に対してはハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。</p> <p>また、本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。以下、早めの避難が望ましい場所の例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿い</li> <li>・浸水しやすい局所的に低い土地</li> <li>・避難経路が局所的な浸水や土砂災害等により通行止めになり孤立するおそれがある場所</li> <li>・突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域 等</li> </ul> <p>※避難先が遠方にある場合は、移動に必要な時間だけ早期に避難を行う。</p> <p>なお、緊急時に市職員が指定緊急避難場所を速やかに開放できるとは限らないため、自主防災組織をはじめとする居住者等が開放できるようにしておくなど工夫も必要である。</p> |
|--------------------|--|

#### 4 警戒レベル4 避難指示（市長発令）

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>状況</p>          | <p>「災害のおそれ高い」</p> <p>警戒レベル4避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</p> |
| <p>居住者等がとるべき行動</p> | <p>「危険な場所から全員避難」</p> <p>市長から警戒レベル4避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。</p> <p>具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。</p>           |

#### 5 警戒レベル5 緊急安全確保（市長発令）

|           |  |
|-----------|--|
| <p>状況</p> | <p>「災害発生又は切迫」</p> <p>警戒レベル5緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場所に、必要と認める</p> |
|-----------|--|

|                              |  |
|------------------------------|--|
| <p>状 況</p>                   | <p>地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。</p> <p>※ 災害発生時の状況の例としては、河川堤防の決壊を含む河川の氾濫発生や、集中的な土砂災害の発生等が考えられ、また、災害が切迫している状況とは、災害が発生直前又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況のことであり、その例としては、水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況となっている場合等が考えられる。このため、本情報は既にリードタイムがない又は明らかに不足している状況において発令されることがある情報である。</p> <p>（注）災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の複数の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、直ちに身の安全を確保するよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。</p> <p>複数の災害リスクがある区域においては、例えば洪水への警戒に対し警戒レベル5緊急安全確保を発令する時点で、土砂災害においても今後同様に災害が切迫することも想定されるため、洪水に対して警戒レベル5緊急安全確保を発令する時点で少しでも高いところへの移動を求めるとともに、少しでも崖から離れることも求める等、両方の災害を警戒する緊急安全確保行動を求めることとなる。</p> <p>なお、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示についても、同一の居住者等に対し同じ避難情報を発令しないよう注意する。</p> |
| <p>居住者等が<br/>とるべき<br/>行動</p> | <p>「命の危険 直ちに安全確保！」</p> <p>市長から警戒レベル5緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。</p> <p>具体的にとるべき行動は、「緊急安全確保」である。</p> <p>ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市長から発令されるとは限らない。このため、このような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。</p>   |

## 第5 情報の入手先

### 1 ウェブサイトによる情報の入手先

#### (1) 川の防災情報(国土交通省)

<https://www.river.go.jp/index>

| 発表情報概況                   | 発表時刻        |
|--------------------------|-------------|
| 黒瀬川水系黒瀬川<br>氾濫危険情報Lv.4相当 | 07/08 10:00 |
| 沼田川水系沼田川<br>氾濫警戒情報Lv.3相当 | 07/08 07:50 |
| 小瀬川<br>氾濫注意情報Lv.2相当      | 07/08 16:50 |

#### (2) 愛媛県河川・砂防情報システム(愛媛県土木部河川港湾局砂防課)

<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

### 愛媛県 河川・砂防情報システム

**画面選択**

- 気象情報
- 河川警戒情報
- 土砂災害警戒情報
- 河川水位
- ダム諸量
- 雨量
- レーダー雨量
- 超過一覧
- その他情報
- 使用上の注意事項
- 用語の説明

**発令情報**

下記の発令情報を選択すると、該当する詳細画面へ遷移します。

- 大雨注意報・警戒  発令あり
- 河川警戒情報  発令なし
- 土砂災害警戒情報  発令なし
- 洪水予報(肱川、重信川)  発令なし
- ダム放流情報  発令なし

**お知らせ**

- ◇土砂災害危険度情報と危険度一覧表に表示している凡例の詳細説明のうち、避難勧告と避難指示は令和3年5月20日以降一本化され避難指示となっておりますのでご注意ください。[R3.5.18記載]
- ◇宇和島市吉田町に設置している河川監視カメラについて、中番新橋から立間橋上流に移設しました。[R3.5.19記載]
- ◇令和3年7月21日9:00から17:00にサーバの設定変更を行いますので、南予監視局管内(大洲から愛南まで)欠測等が生じる恐れがありますので、お知らせします。[R3.7.16記載]
- ◇令和3年7月28日9:00から12:00にサーバの設定変更を行いますので、県内全域のデータ配信が停止しますので、お知らせします。[R3.7.16記載]

**おことわり**

- この情報は、無人観測所から送られてくるデータを観測後直ちにお知らせする目的で作られています。そのため、観測機器の故障や通信異常等により、異常値がそのまま表示されてしまう可能性があります。ご利用の際はご注意ください。
- 本システムで表示されるページは、Microsoft Internet Explorer バージョン 10.0 及び、11.0 で動作確認を行っております。なお、ブラウザの操作等につきましてはブラウザのヘルプ等をご利用ください。
- 本システムで使用する地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)、数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地名情報)及び数値地図(国土基本情報)基準地図情報(数値標高モデル)を使用しております。(承認番号 平26情使、第464号)

気象情報、河川警戒情報、土砂災害警戒情報、河川水位、雨量、レーダー雨量 等

### (3) 松山地方気象台

https://www.jma-net.go.jp/matsuyama/

The screenshot shows the website interface with several key sections:

- 発表中の防災情報** (Disaster Information Being Released): Information is not currently being released.
- 警報・注意報 (今後の推移)** (Warnings and Advisories (Future Trends)): No warnings or advisories are currently issued.
- 早期注意情報** (Early Warning Information): A table showing the possibility of disaster levels for the next several days.
- 雨雲の動き** (Rain Cloud Movement): A map showing the movement of rain clouds over the region.
- 気象情報** (Weather Information) and **台風経路図** (Typhoon Path Map) are also visible at the bottom.

- 発表中の防災情報
- 警報、注意報
- 早期注意情報
- 気象情報
- 指定河川洪水予報
- 気象台からのコメント
- 雨雲の動き
- アメダス 等

## 第6 河川洪水における避難勧告等の発令対象区域の設定と発令基準

### 1 対象とする河川

重信川（洪水予報指定河川）

### 2 重要水防箇所（令和2年度）

| 番号 | 左右岸 | 種別     | 地先名            | 延長 (m) |
|----|-----|--------|----------------|--------|
| 1  | 右   | 堤体漏水   | 松山市南高井町～東温市南野田 | 1,600  |
| 2  | 右   | 基礎地盤漏水 | 松山市南高井町～東温市南野田 | 1,600  |
| 3  | 左   | 堤体漏水   | 東温市上村～東温市下林    | 1,600  |
| 4  | 左   | 基礎地盤漏水 | 東温市上村～東温市下林    | 1,600  |
| 5  | 左   | 旧川     | 東温市上村          | 300    |
| 6  | 左   | 旧川     | 東温市下林          | 1,750  |
| 7  | 左   | 堤体漏水   | 東温市下林          | 400    |
| 8  | 左   | 基礎地盤漏水 | 東温市下林          | 400    |
| 9  | 左   | 工作物    | 竜神用水樋管         | —      |
| 10 | 右   | 工作物    | 柳原掘貫樋管         | —      |
| 11 | 左   | 工作物    | 森ノ木集水暗渠        | —      |
| 12 | 右   | 工作物    | 三ヶ村集水暗渠        | —      |



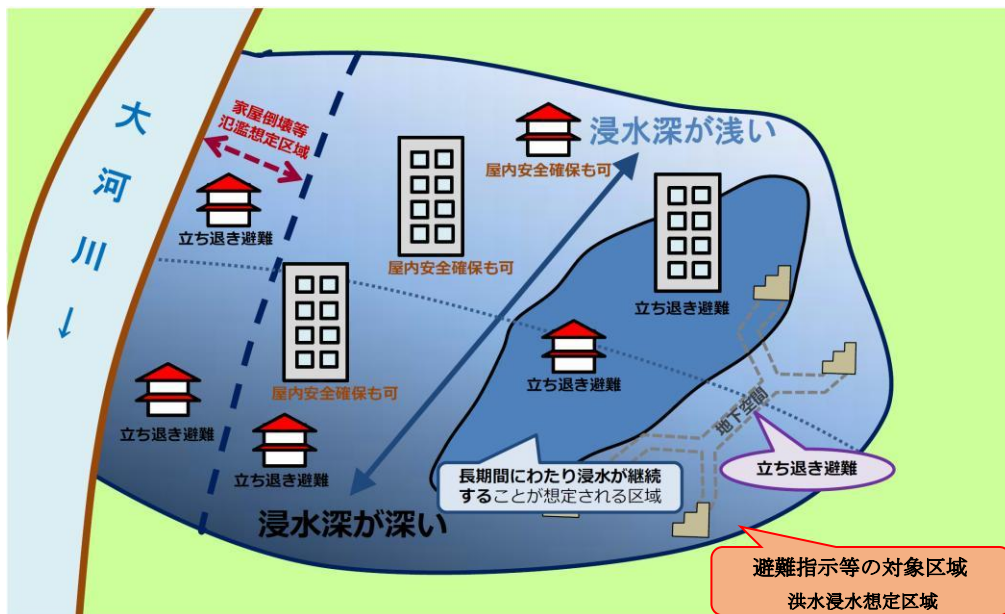
### 3 警戒すべき区間

- (1) 左岸：東温市吉久 401 番地先から下流行政界まで（約 4,700m）
- (2) 右岸：東温市見奈良 14 番地先から下流行政界まで（約 5,200m）

### 4 避難すべき区域（浸水深 50cm 以上が見込まれる区域）

水防法に基づき、平成 28 年 5 月に公表された「重信川水系重信川洪水浸水想定区域（想定最大規模）」（国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所が区域図を作成）を参考に、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。なお、対象となり得る区域は以下のとおりである。

- (1) 左岸（東温市吉久 401 番地先から下流行政界まで（約 4,700m））
  - 吉久：畑川
  - 下林：五反地、助兼の一部、主要地方道県道 23 号伊予川内線以北
  - 上村：上ノ段を除いた区域
- (2) 右岸（東温市見奈良 14 番地先から下流行政界まで（約 5,200m））
  - 見奈良南部、田窪南部、牛瀧南部、南野田、北野田、野田二丁目の一部、野田三丁目の一部



図：河川からの氾濫が想定される際の避難指示等の発令対象区域イメージ

### 5 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令にあたっては、次の基準を参考とし、各種防災気象情報、現地情報等から総合的に判断し、発令するものとする。その際、必要に応じて松山地方気象台、国土交通省松山河川国道事務所、愛媛県に助言を求めるものとする。

| 区 分    | 発 令 基 準   |
|--------|---|
| 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫注意水位（3.00m）に到達し、水位の上昇が見込まれる場合</li> <li>・ 当市に洪水警報が発表された場合</li> <li>・ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から早朝にかけて接近、通過することが予想される場合</li> </ul> |

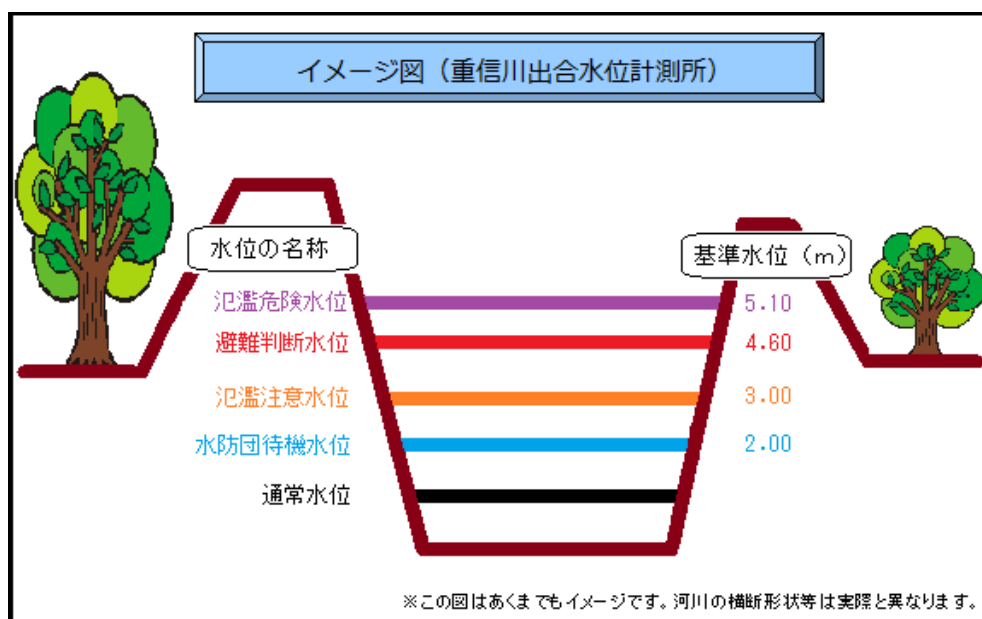
|          |   |
|----------|---|
| 避難指示     | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川氾濫のおそれがある場合</li> <li>避難判断水位（4.60m）に達した場合</li> <li>1時間後に、氾濫危険水位（5.10m）に到達すると予測される場合</li> <li>避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から早朝にかけて接近、通過することが予想される場合</li> </ul> |
| 避難指示等の解除 | <ul style="list-style-type: none"> <li>水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除する。</li> <li>堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除する。</li> </ul>                      |

参考：重信川出合水位計測所における過去の最高水位（昭和31年以降、上位3位）

- (1) 2017年（平成29年） 9月17日 5.65m
- (2) 2001年（平成13年） 6月20日 4.95m
- (3) 2018年（平成30年） 9月30日 4.66m

| 危険度                    | 水位の名称                      | 基準値*  | 内 容  |
|------------------------|----------------------------|-------|--|
| <br>高<br><br><br><br>低 | 氾濫危険水位                     | 5.10m | <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる可能性がある水位</li> </ul>   |
|                        | 避難判断水位<br>(特別警戒水位)         | 4.60m | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示の発令判断の目安</li> <li>洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、居住者等の避難判断の参考となる水位</li> </ul>                |
|                        | 氾濫注意水位<br>(警戒水位)           | 3.00m | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者等避難の発表判断の目安</li> <li>居住者等の氾濫の発生に対する注意喚起となる水位</li> <li>水防団（消防団）の出動の目安となる水位</li> </ul> |
|                        | 水防団（消防団）<br>待機水位<br>(通報水位) | 2.00m | <ul style="list-style-type: none"> <li>水防団（消防団）が出動のために待機する目安となる水位</li> </ul>   |

※ 基準値は、重信川出合基準水位観測所における計測水位



| レベル     | 水 位                 | 発表する洪水予報等の名称 |                  |
|---------|---------------------|--------------|------------------|
| 5       | 氾濫の発生               | 〇〇川氾濫発生情報    | 【警戒レベル5相当情報[洪水]】 |
| 4<br>危険 | 氾濫危険水位              | 〇〇川氾濫危険情報    | 【警戒レベル4相当情報[洪水]】 |
| 3<br>警戒 | 避難判断水位<br>(レベル4水位)  | 〇〇川氾濫警戒情報    | 【警戒レベル3相当情報[洪水]】 |
| 2<br>注意 | 氾濫注意水位<br>(レベル3水位)  | 〇〇川氾濫注意情報    | 【警戒レベル2相当情報[洪水]】 |
| 1       | 水防団待機水位<br>(レベル2水位) |              |                  |

## 6 避難指示等の伝達文例

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を検討する。

### (1) 高齢者等避難の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、高齢者等避難発令。
- こちらは、ぼうさい東温市役所です。
- 〇〇地区に高齢者等避難を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。  
お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。  
それ以外の方は、避難の準備をし、危険だと思ったら迷わず避難を開始してください。
- また、できる限り隣近所にも声をかけて避難してください。
- 〇〇小学校体育館、〇〇公民館を開設しています。
- 避難場所への避難ができない場合は、近くの安全な場所に避難してください。

### (2) 避難指示の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、ぼうさい東温市役所です。
- 〇〇地区に避難指示を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 速やかに避難を開始してください。
- 〇〇小学校体育館、〇〇公民館を開設しています。
- 避難場所への避難ができない場合は、近くの安全な場所か、屋内の高いところに避難してください。

### (3) 緊急安全確保の伝達文




- 緊急放送、緊急放送、
- こちらは、ぼうさい東温市役所です。
- （大雨、台風等）により、土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。（土砂災害の危険性が極めて高まっています。）
- 〇〇地区に避難指示を発令しました。
- 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
- まだ避難していない方は、緊急に避難してください。
- 〇〇小学校体育館、〇〇公民館を開設しています。
- 避難場所への避難ができない場合は、近くの安全な場所か、屋内の高いところに緊急に避難してください。
- 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できません。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所か、屋内の安全な場所に避難してください。

## 7 避難指示等の伝達手段

- (1) 防災行政無線による放送
- (2) 広報車、消防車両による呼びかけ
- (3) 消防団員等による直接呼びかけ
- (4) 区長・自主防災組織等の会長への電話連絡
- (5) 各地区の公民館放送
- (6) 市ホームページへ災害情報の掲載
- (7) とうおんメール・とうおんアプリ等による災害情報の配信
- (8) 公共情報commons（Lアラート）へ災害情報の配信
- (9) その他防災関係機関への電話連絡

## 第7 土砂災害における避難指示等の発令対象区域の設定と発令基準

### 1 土砂災害の種類

|         | がけ崩れ  | 地すべり  | 土石流   |
|---------|---|---|---|
| 土砂災害の種類 |  |  |  |
| 特徴      | 斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、崩れ落ちる現象。崩れ落ちるまでの時間がごく短いため、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多い。  | 斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。土塊の移動量が大きいため甚大な被害が発生。                     | 山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象。時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう。         |

|        | がけ崩れ  | 地すべり  | 土石流   |
|--------|---|---|---|
| 主な前兆現象 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・がけに割れ目がみえる。</li> <li>・がけからは小石がパラパラと落ちる。</li> <li>・斜面がはらみだす。</li> <li>・表面流が生じる。</li> <li>・がけから水が噴出する。</li> <li>・湧水が濁りだす。</li> <li>・樹木が傾く。</li> <li>・樹木の根が切れる音がする。</li> <li>・樹木の揺れる音がする。</li> <li>・地鳴りがする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地面にひび割れができる。</li> <li>・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったたりする。</li> <li>・沢や井戸の水が濁る。</li> <li>・斜面から水が噴き出す。</li> <li>・池や沼の水かさが急減する。</li> <li>・樹木が傾く。</li> <li>・家や擁壁に亀裂が入る。</li> <li>・擁壁や電柱が傾く。</li> <li>・樹木の根が切れる音がする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・溪流付近の斜面が崩れだす。</li> <li>・落石が生じる。</li> <li>・川の水が異常に濁る。</li> <li>・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。</li> <li>・土砂の流出。</li> <li>・濁水に流木が混じりだす。</li> <li>・溪流内に火花が見える。</li> <li>・地鳴りがする。</li> <li>・山鳴りがする。</li> <li>・転石のぶつかり合う音がする。</li> <li>・腐った土の臭いがする。</li> </ul> |

## 2 土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の数（令和3年7月1日現在）

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1) 土砂災害危険溪流   | 130箇所 |
| (2) 急傾斜地崩壊危険箇所 | 594箇所 |
| (3) 地すべり危険箇所   | 21箇所  |

## 3 避難指示等の対象となる土砂災害の危険性がある区域(令和3年3月26日現在)

土砂災害においては、危険箇所が市内のあらゆる箇所に点在していることから、市職員や消防職員等による危険箇所の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を基に、避難勧告の対象となる「避難すべき区域」を検討するが、土砂災害警戒区域（594箇所）及び土砂災害特別警戒区域（542箇所）については、特に重視し、巡視警戒の強化を図り、情報収集に努める。

また、避難すべき区域を検討するにあたっては次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、松山地方气象台、愛媛県等との間で相互に情報交換する。
- (2) 不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断する。

### ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

#### ① 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

- ・急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域（土砂災害防止法第7条）

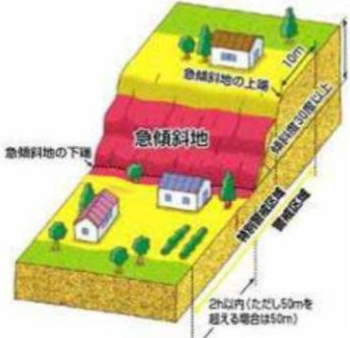


[土砂災害警戒区域等における土砂防止対策の推進に関する法律

(平成12年5月8日法律第57号)]

- ・指定の基準（土砂災害防止法施行令第2条）

[土砂災害警戒区域等における土砂防止対策の推進に関する法律施行令

(平成13年3月28日政令第84号)]

| 急傾斜地の崩壊<br>(がけ崩れ)  | 土石流  | 地滑り   |
|--|--|---|
|   |         |    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域</li> <li>急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域</li> <li>急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地滑り区域(地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域)</li> <li>地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域</li> </ul> |

## ② 土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)

- 急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域(土砂災害防止法第9条)
- 指定の基準(土砂災害防止法施行令第3条)

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域

## イ その他

- ① 土砂災害警戒区域等の隣接区域
- ② 土砂災害の発生した箇所又は前兆現象のあった箇所の周辺区域

## 4 避難指示等の発令基準

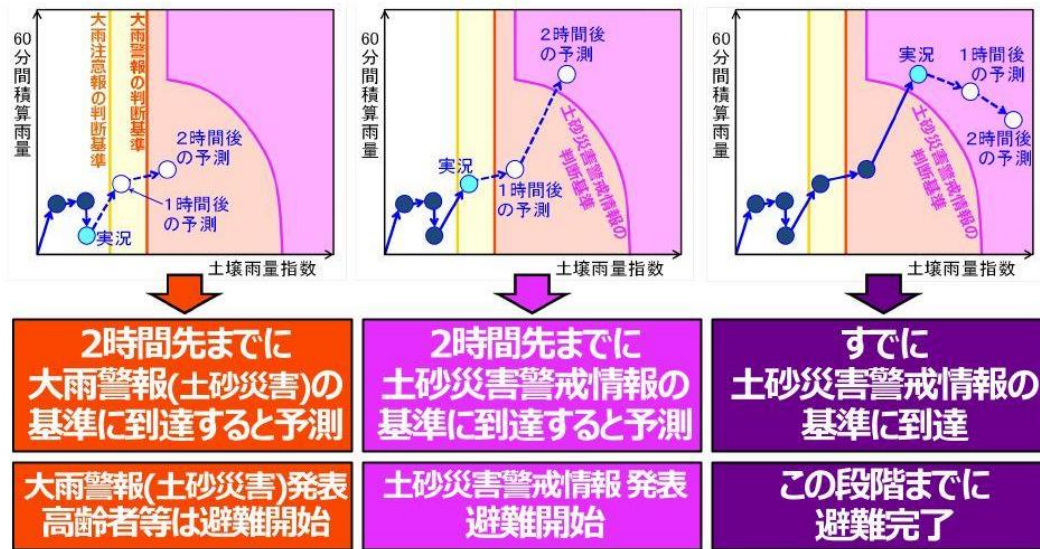
土砂災害における避難指示等の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、渓流、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する必要がある。また、その際、必要に応じて松山地方气象台、愛媛県に助言を求めるとする。

| 区分                                   | 発 令 基 準   |
|--------------------------------------|---|
| 高<br>齢<br>者<br>等<br>避<br>難           | <p>① 大雨警報（土砂災害）は、避難の準備や要配慮者の避難行動に要する時間を確保するために、避難勧告の材料となる土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6時間前に発表されることから、この情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合に、高齢者等避難を発令する。</p> <p>② 土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、高齢者等避難を発令する。</p> <p>③ 夜間・早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において、高齢者等避難を発令する。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、気象情報も勘案する。</p> <p><b>土砂災害警戒情報による基準</b><br/>土砂災害警戒情報を補足する詳細情報における実効雨量が2時間後に「土砂災害発生危険基準線（CLライン）」に到達すると予測される場合</p>   |
| 避<br>難<br>指<br>示                     | <p>① 土砂災害警戒情報は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表される情報であることから、土砂災害警戒情報の発表をもって、直ちに避難指示を発令することを基本とする。土砂災害に関するメッシュ情報において「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」したメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった場合、その近隣を含む地域全てに避難指示を発令する。</p> <p>② 土砂災害に関するメッシュ情報のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」の状態になると、土砂災害警戒情報が発表されることとなるため、避難指示を発令する。</p> <p>③ 記録的短時間大雨情報（東温市：100mm/時間）は、当該情報の対象地域において、災害の発生につながるような猛烈な雨が降っている時に発表される。この情報と大雨警報（土砂災害）の両方が発表された場合は、土砂災害の発生のおそれが高まっていることを示していることから、避難指示を発令する。</p> <p>④ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく避難指示の対象区域とする必要がある。</p> <p>⑤ 避難指示を発令している状況下で、更に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。</p> <p>⑥ 近くに指定緊急避難場所や指定避難所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに避難指示等の判断を行うことも必要である。</p> <p><b>土砂災害警戒情報による基準</b><br/>土砂災害警戒情報を補足する詳細情報における実効雨量が1時間後に「土砂災害発生危険基準線（CLライン）」に到達すると予測される場合</p> |
| 避<br>難<br>指<br>示<br>等<br>の<br>解<br>除 | <p>避難指示等の解除は、土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現状を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。この際、松山気象台や愛媛県等に助言を求めることも検討する。</p>  |

(1) 東温市の注意報・警報基準（令和2年8月6日現在）

|            |     |  |          |     |
|------------|-----|--|----------|-----|
| 注意報        | 大雨  |  | 表面雨量指数基準 | 10  |
|            |     |  | 土壌雨量指数基準 | 91  |
| 警報         | 大雨  | 浸水害  | 表面雨量指数基準 | 16  |
|            |     | 土砂災害                                       | 土壌雨量指数基準 | 130 |
| 特別警報       | 大雨  | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合          |          |     |
|            | 暴風  | 数十年に一度の強度の台風や同程度の熱帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合     |          |     |
|            | 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の熱帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |          |     |
|            | 大雪  | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合                    |          |     |
| 記録的短時間大雨情報 |     | 1時間雨量 100 mm                               |          |     |
| 発表区域       |     | 市町村単位                                      |          |     |

(2) 土砂災害の警戒を呼びかける段階的な情報発表



|  |           |                           |
|--|-----------|---------------------------|
|  | 極めて危険     | 実況で土砂災害警戒情報の基準に到達         |
|  | 非常に危険     | 予想で土砂災害警戒情報の基準に到達         |
|  | 警 戒       | 実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達  |
|  | 注 意       | 実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達 |
|  | 今後の情報等に留意 | 実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未滿  |



## 第8 避難指示等の伝達について

### 1 避難指示等の伝達文例

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を検討する。

#### (1) 高齢者等避難の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、高齢者等避難発令。
- こちらは、ぼうさい東温市役所です。
- ○○地区に高齢者等避難を発令しました。
- ○○川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。  
お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。  
それ以外の方は、避難の準備をし、危険だと思ったら迷わず避難を開始してください。
- また、できる限り隣近所にも声をかけて避難してください。
- ○○小学校体育館、○○公民館を開設しています。
- 避難場所への避難ができない場合は、近くの安全な場所に避難してください。

#### (2) 避難指示の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、ぼうさい東温市役所です。
- ○○地区に避難指示を発令しました。
- ○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 速やかに避難を開始してください。
- ○○小学校体育館、○○公民館を開設しています。
- 避難場所への避難ができない場合は、近くの安全な場所か、屋内の高いところに避難してください。

#### (3) 緊急安全確保の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、
- こちらは、ぼうさい東温市役所です。
- (大雨、台風等)により、土砂災害の発生(または、前兆現象)が確認されました。(土砂災害の危険性が極めて高まっています。)
- ○○地区に避難指示を発令しました。
- ○○川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
- まだ避難していない方は、緊急に避難してください。
- ○○小学校体育館、○○公民館を開設しています。
- 避難場所への避難ができない場合は、近くの安全な場所か、屋内の高いところに緊急に避難してください。
- ○○地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○○道は通行できません。○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所か、屋内の安全な場所に避難してください。

## 2 避難指示等の伝達手段

- (1) 防災行政無線による放送
- (2) 広報車、消防車両による呼びかけ
- (3) 消防団員等による直接呼びかけ
- (4) 区長・自主防災組織等の会長への電話連絡
- (5) 各地区の公民館放送
- (6) 市ホームページへ災害情報の掲載
- (7) とうおんメール・とうおんアプリ等による災害情報の配信
- (8) 公共情報 commons (Lアラート) へ災害情報の配信
- (9) その他防災関係機関への電話連絡





東温市 総務部 危機管理課

〒791-0292

住 所 愛媛県東温市見奈良 530 番地 1

T E L 089-964-4483

F A X 089-964-1609

H P <https://www.city.toon.ehime.jp>